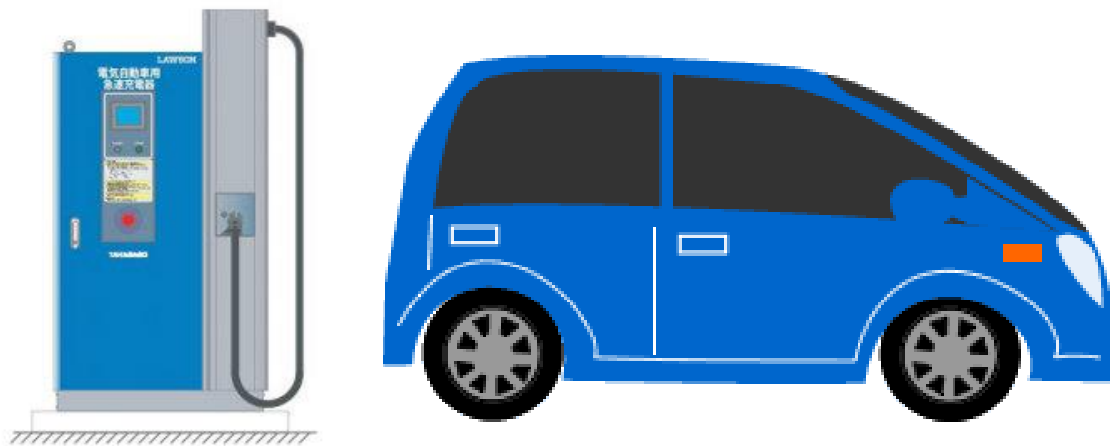


平成31年度

杉並区電気自動車用充電設備導入助成

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電が可能な普通充電設備及び急速充電設備の設置経費を助成します。



| | |
|----------------|---|
| 申請受付期間 | 平成31年4月4日(木)から令和2年2月28日(金)まで ※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で申請受付を終了します |
| 完了報告締め切り | 令和2年3月19日(木)まで |
| 書類提出先 問い合わせ | 杉並区 環境課 環境活動推進係 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階 TEL 03(3312)2111 内線 3704・3705 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金) |



◆◇◆◇◆ ご注意ください ◆◇◆◇◆

- ◆ 機器設置工事着工の2週間前までに申請してください。
- ◆ 機器設置の際は、近隣への迷惑にならないようにご配慮ください。
- ◆ 執拗に契約を急がせる業者には注意し、複数の販売店から見積もりをとることをお勧めします。
- ◆ 申請する対象機器について、既に区の他の助成を受けている場合、申請できません。
- ◆ 必要に応じて、区から協力や調査を求める場合があります。

交付申請の要件

既に対象機器の着工をした場合は、申請できません

- ◆ 杉並区内に対象機器をこれから設置予定で、下記の対象者に該当する方。
- ◆ 機器は設置前で、新品であること。またリースでないこと。
- ◆ 助成金対象一覧の「機器の要件」を満たしていること。
- ◆ 過去に本助成金を受けたことのある方（耐用期間を過ぎている方を除く）は、申請不可。
- ◆ 令和2年3月19日までに、完了報告時に必要な書類をすべて提出できること。

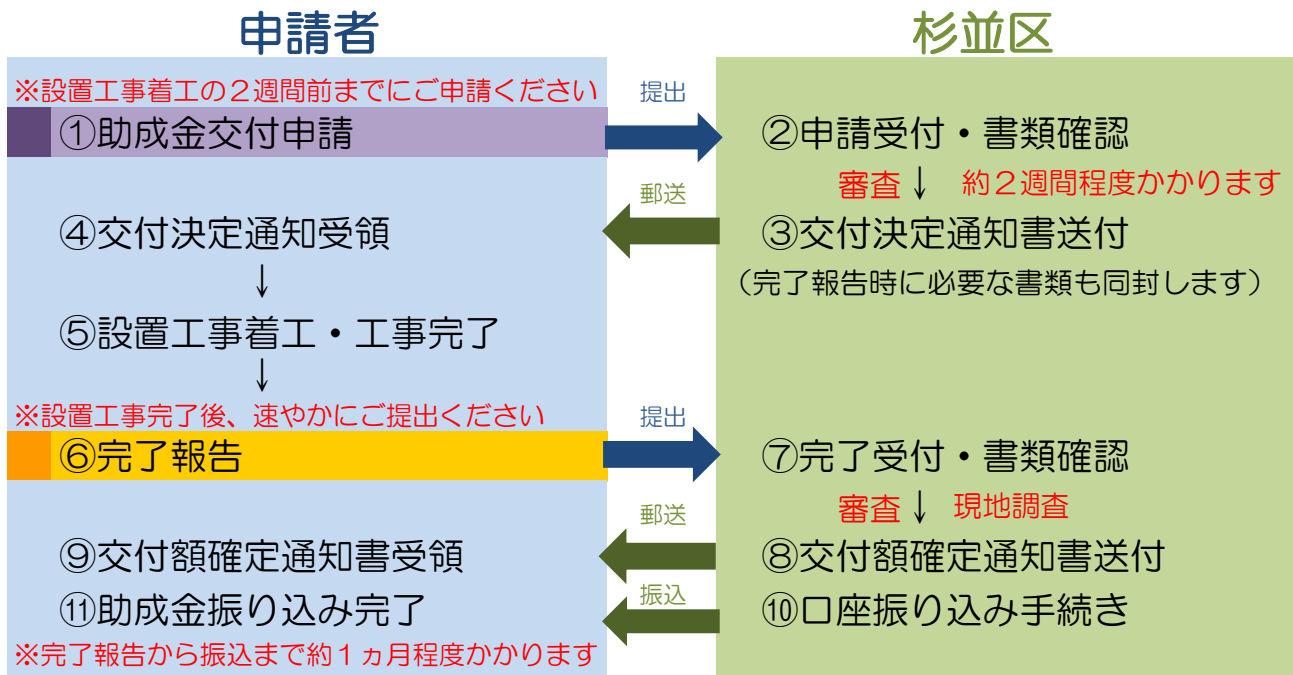
申請の対象者

以下①～②のいずれかに該当する方

- ① 杉並区内建物に、対象機器を自ら購入し、設置する杉並区民の方
 - ・現在、杉並区外にお住まいの方で、完了報告までに杉並区民になる方
 - ・自らが居住する住宅以外で、所有する杉並区内建築物に対象機器を設置する方
 - ・土地建物が共有又は自らの所有に属さない場合は、所有者全員の同意を得ている方
- ② 杉並区内に所有する店舗や事業所に対象機器を設置する杉並区内中小企業者(法人、個人事業主)
 - ・ただし、代表者が申請時に杉並区内に居住している場合に限る
 - ・課金の有無を問わないものとする

申請手続きの流れ

①⑥の提出は、原則持込でお願いします。やむを得ない場合のみ郵送でお受けしますが、事前にご連絡ください。



※申請後に内容の変更や中止が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

※完了報告後も耐用期間において適正管理し、損傷等や廃棄等が発生する場合は、速やかにご連絡ください。

助成金交付申請時に必要な書類

(受付期間)平成31年4月4日から令和2年2月28日まで

※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で受付を終了

| | |
|------------|--|
| 必ず提出が必要な書類 | 交付申請書 (第1号様式)…区公式ホームページからダウンロードできます |
| | 対象機器の型式、設置経費の内訳が分かる契約書の写し又は見積書の写し …あて名が申請者(苗字のみ不可)のもの |
| | 対象機器の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し |
| | 設置予定場所が分かる設置計画図面の写し |
| | 設置予定場所の現況写真…撮影日が認識できるもの |

↓↓↓ 以下の申請者は、別途の書類も必要です ↓↓↓

| 申請者 | 必要書類 |
|------------------------------|--|
| 機器を設置する土地建物が共有又は自らの所有に属さない場合 | 自らを除く所有者全員の同意書(第2号様式) …区公式ホームページからダウンロードできます |
| 販売業者等が本助成金の手続を代行する場合 | 申請者が代行者を定めたことを示す確認書(第3号様式) …区公式ホームページからダウンロードできます |
| 区内中小企業者で法人 | 原則発行後3か月以内の商業登記の現在事項証明書の写し |
| 区内中小企業者で個人事業主 | 設置予定場所で事業を営んでいることを証する書類の写し (営業許可書、直近の確定申告書等) |

完了報告時に必要な書類

(締め切り)令和2年3月19日まで

| | | |
|------------|---|--------------------------|
| 必ず提出が必要な書類 | 完了報告書 (第11号様式) | 交付決定通知書と一緒に、区から申請者へ送付します |
| | 交付請求書 (第14号様式) | |
| | 領収書の写し …あて名が申請者(苗字のみ不可)のもの、対象機器設置代金だと分かるもの(但し書き、内訳添付可) | |
| | 対象機器の設置状態を示す写真…撮影日が認識できるもの | |
| | 対象機器の保証書の写し又は本体の型式表示部分の写真…型式が分かるもの | |

↓↓↓ 以下の交付決定者は、別途の書類も必要です ↓↓↓

| 交付決定者 | 必要書類 |
|-------------------------|---|
| 区民 | 杉並区居住が確認できる書類の写し 例)運転免許証、杉並区発行の保険証や医療証(名前、住所が印字されているもの)、 原則発行後3か月以内の住民票(マイナンバー記載がないもの)、印鑑登録証明書等 |
| 区内中小企業者で個人事業主 | |
| 区民で設置建物に居住しない場合 | 原則発行後3か月以内の不動産登記の現在事項証明書の写し |
| 区内中小企業者 (法人・個人事業主共通) | |

助成対象機器

| | 機器の種類 | 機器の要件 | 助成金の額 (1千円未満の端数は切り捨てる) | | 耐用期間 |
|------------|-------------------------|---|--|-------------|------|
| | | | | | |
| 電気自動車用充電設備 | 急速充電設備 | 一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)による「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の補助対象充電設備として指定している未使用の充電設備であること、又は、杉並区長がそれと同等であると認めるもの。 (注) | 機器本体価格(消費税を除く)の4分の1 +設置工事費定額 1万円 | 限度額 50万円 | 8年 |
| | 普通充電設備 (充電用コンセントを含む) | | 機器本体価格(消費税を除く)の4分の1 +設置工事費定額 1万円 | 限度額 10万円 | |

(注)一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)のホームページに補助対象充電設備の型式一覧表が掲載されています。

| 設備の種類 | 普通充電設備 | | | 急速充電設備 |
|-----------------------|---|------|--|---|
| | コンセント(ケーブル無し) | | ケーブル付き | |
| | 100V | 200V | 200V | |
| |  | |  |  |
| 想定される設置場所 | 戸建住宅、マンション、ビル、屋外駐車場、病院、商業施設、時間貸し駐車場、カーディーラー、コンビニ 等 | | | 商業施設、速道路SA、ガソリンスタンド、カーディーラー 等 |
| 充電時間 (航続距離160km) | 約14時間 | 約7時間 | | 約30分 |
| 設備本体価格例 (工事費は含まない) | 数千円(コンセントのみ) ~数十万円 | | 数万円~数十万円 | 百万円以上 |

注意事項

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めることがあります。

- (1)虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき。
- (2)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3)他の助成金と合わせて必要経費を超えてしまうとき。
- (4)杉並区暴力団排除条例に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

